

令和6年度 鳥取市放課後児童クラブ利用助成金の申請について

鳥取市では、令和6年度から放課後児童クラブを利用する以下の家庭の経済的負担を軽減するため、児童クラブに支払った利用料の一部を助成しています。

つきましては、**令和6年10月分から令和7年3月分について申請を受け付けます（2月1日から2月28日まで）**ので、以下をご確認のうえ、申請される方は必ず2月中に手続きをお願いします。

1 助成の対象となる方（以下のいずれかに該当する方）

鳥取市内に住所があり、鳥取市からの委託を受けた放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業所）を利用する、次の世帯の方を対象とします。

- (1) 生活保護受給世帯 (2) 就学援助受給世帯

※「特別支援教育就学奨励費」は、本助成金の対象とはなりませんので、ご注意ください。

2 助成内容

| 助成額 | 備考 |
|--------------------------------------|--|
| 支払った利用料の2分の1 (子ども1人あたり月額上限2,000円) | ◆おやつ代は除きます。 ◆延長保育や土曜保育に係る利用料、行事等に伴う実費負担分や保険加入分、利用料振込手数料等も対象外です。 |

ただし、**利用料が未納になっている場合は助成の対象となりません（2月、3月分は除く）**。

※算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

3 助成金の考え方

保護者がクラブに支払う利用料からおやつ代等実費負担分を除いた額を基準として、助成額を決定します。

【イメージ図】月額6,000円（内おやつ代1,000円）をクラブに支払っている就学援助受給世帯の場合

| | | |
|--------------------------------------|---------------------|---------------|
| おやつ代等 実費負担分 (1,000円) ※助成対象外 | 実費負担分を除いた額（5,000円） | |
| | 内 保護者が負担する額（3,000円） | 内 助成額（2,000円） |

4 手続き方法

◆申請方法 とっとり電子サービス、窓口（本庁舎5階57番窓口。受付時間8:30~17:15）、郵送

※学校、児童クラブでは申請を受け付けていませんので御注意ください。

※申請期間 **2月1日（土）～2月28日（金）** 電子申請はこちら→

https://apply.e-tumo.jp/city-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=14727



◆申請に必要なもの

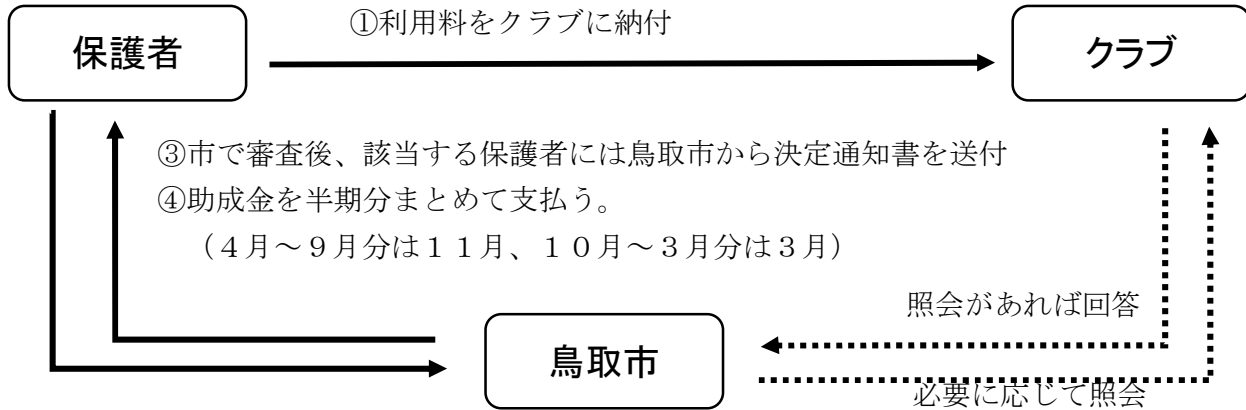
- 交付申請書兼請求書
- 利用するクラブが発行した月額利用料に係る領収書又はこれに代わる書類（通帳の写しなど）
※申請時点で利用料を支払っていない月分は、令和7年4月末までに別途必ず追加提出してください。
- 通帳の写しを提出する場合は、申請者（保護者）名義の口座通帳（口座名義人の分かるページ）の写し
※とっとり電子申請サービスを利用して申請する場合は、押印は不要ですが、申請者（保護者）の本人確認書類（マイナンバーカードの写し、運転免許証の写しなど）を添付してください。

5 助成金の支払い

支払い済みの利用料に対する助成金の振込みは、次のとおり予定しています。

- (1) 令和6年 4月～令和6年9月分 令和6年11月末まで
- (2) 令和6年10月～令和7年3月分 令和7年 3月末まで ←この度の受付

6 事務手続きの流れ



②助成対象世帯は、10月と2月に鳥取市に申請 (2月申請分は後日精算が必要な場合あり)

7 留意事項

- (1) 対象者かどうかの確認は、申請者の同意に基づき、教育委員会が担当課に確認します。
※同意いただけない場合には、対象者であることの証拠書類（生活保護受給証明書、就学援助費支給決定通知の写し等）をご提出ください。
- (2) 利用児童1人につき10月と2月の2回申請してください。
なお、**令和6年度の申請受付は2月28日（金）を締め切りとします。**
- (3) 助成対象は令和6年10月分からの利用料です。助成適用は当該年度に限り有効です。
- (4) 長期休暇等のみの利用の場合も本助成金の交付対象とします。
- (5) クラブの退所又は保護（就学援助）廃止等により年度中途に助成要件を満たさなくなった場合でも、対象となる支払いがあれば、該当月分は助成対象となります。
- (6) 放課後児童クラブに利用料の未納・滞納がある場合、助成の対象となりません。
- (7) 各児童クラブが独自に行う減免を受けた額は、助成金の対象外となります。

- (8) **10月分から3月分の利用助成金うち、申請時点で利用料の支払いが確認できない月の利用助成金については、クラブへの利用料支払い前に「見込み額」で振り込む予定としています。このため、クラブへの利用料支払い後、令和7年4月末までに必ず領収書等の利用料を支払ったことが分かる書類をご提出ください。**



↑領収書等提出フォーム

※実績で返還額が出ないよう、なるべく2月分（クラブへ支払い済みであれば3月分も）を支払ってから申請をお願いします。

https://apply.e-tumo.jp/city-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=14903

- (9) 申請内容に不備があった場合、訂正や追加書類の提出をお願いすることがあります。また、利用料支払い状況等について児童クラブに照会させていただくことがあります。
- (10) 生活保護受給世帯の方が申請される場合には、生活保護担当にご連絡ください。
※生活保護の就労に伴う必要経費として控除される額は助成対象とはなりません。

児童クラブへの利用料の支払状況が確認できない場合や市からの支払いが過大になった場合には、遡って返還をしていただきます。

【問い合わせ先】

鳥取市教育委員会事務局 学校教育課 放課後児童支援係

(鳥取市幸町71番地 鳥取市役所5階57番窓口) 電話番号：0857-30-8414

利用料助成ウェブサイト：<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1716443662360/index.html>